

有給長期インターンシップ・就業体験事業運営業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年1月16日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

有給長期インターンシップ・就業体験事業運営業務

(2) 事業目的

大学生及び大学院生が広島広域都市圏*内企業をより深く知る機会を確保し、圏域内企業への就職、定着につながるよう、大学や企業との連携による有給で長期のインターンシップ・就業体験（以下「当インターンシップ」という。）に取り組むものである。

本業務は、当インターンシップの円滑な実施に向けて、大学、学生、企業等に対する連絡調整を始めとした事業全体のコーディネートを行うとともに、当インターンシップの理解を深めるための研修や実習中に生じる学生の不安・疑問等に対応するための相談、参加学生の成果発表等の支援を行うものである。

*「連携中枢都市圏制度」に基づき、本市が近隣市町と連携協約を締結し、構成する都市圏

(3) 業務内容

別紙基本仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 事業費

ア 委託料の上限額 8,044,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

・受入奨励金の支払額を除く経費の額：5,594,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・受入奨励金の支払額：2,450,000円（受入学生1人当たり定額35,000円（課税対象外）

※ 受入奨励金の支払額は、受入企業1社当たり2名分まで70,000円を上限とする。

イ 受入奨励金の支払額は、参加学生の人数によって変更する。

ウ 委託料は通常払とする。

(6) 契約担当課

広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

電話：(082) 504-2244

FAX：(082) 504-2259

E-mail：koyou@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

(3) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 参加申込受付

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第2号）

イ 前記2に該当していることが確認できる書類

（ア） 法人の定款及び法人の登記事項証明書

（イ） 広島市税の納税証明書（提出日から起算して3か月以内のもの）

（ウ） 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の3の3のいずれかで、提出日から起算して3か月以内のもの）

(2) 提出期間

公示日から令和8年1月22日（木）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年1月22日（木）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先

前記1(6)の契約担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(6)の契約担当課において、令和8年1月29日（木）までの閉庁日を除く毎日（午前8時30分から午後5時15分まで）、閲覧に供するとともに、広島市公式ホームページに掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年1月29日（木）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第3号）	1部
イ 企画提案書（様式第4号）	8部（正本1部+副本7部）
ウ その他企画提案を説明するために必要な書類（任意）	8部（正本1部+副本7部）
エ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な資料（任意）	8部（正本1部+副本7部）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定しうる情報は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

6 受託候補者の特定

(1) 審査

企画提案書の審査は、有給長期インターンシップ・就業体験事業運営業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対する審査を終了した後、書面にて通知する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 契約締結日

本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和 8 年 4 月 1 日（水）とする。

(5) その他

詳細は公募型プロポーザル説明書による。